

(第5条関係)

別表3 店舗改修事業

1. 空家及び空き店舗、既存店舗の改修に要する経費
2. 多目的トイレの設置に要する経費
3. 新築店舗の整備（増築含む。）に要する経費
4. 建物全体のリノベーションに要する経費

施工は市内に事業所を有する業者（中小企業者）を利用し、改修するものとする。また、認定の申請は1つの店舗につき1回のみとし、補助対象事業を組み合わせて申請することはできない。（多目的トイレ設置事業を除く。）なお、事業期間中に、大牟田市起業家支援事業費補助金を受けるもの（又はその見込みがあるもの）は申請できない。

市内の既存店舗を閉鎖し1年以内に新たに別の場所に出店する場合は、対象外とする。ただし、都市機能誘導区域外から当該区域内への出店についてはこの限りではない。また、改修する店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約を締結し、所有者の承諾があるので、仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。

店舗改修事業	補助対象区分	補助金の額等		補助対象 経費区分
		補助率等	補助限度額	
市内全域において実施する事業	既存店舗改修事業（空き店舗を含む）	補助対象経費の10分の1以内の額	200千円	・工事費 ・その他事業の実施に必要と認められる経費
		補助対象経費の10分の2以内の額	400千円	
	空家・空き店舗改修事業（※1）	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円	
			3,000千円（※2）	
	多目的トイレ設置事業（※3）	補助対象経費の2分の1以内の額	1,000千円	
	新築店舗整備事業	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円	
	大規模リノベーション事業	補助対象経費の10分の2以内の額	10,000千円	

※1 空家とは、居住者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にある戸建て住宅（共同住宅を除く）。空き店舗とは、営業終了又は利用者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にあるもの。ただし、車庫を除く。

※2 条件は、①～③をすべて満たすもの。

①対象物件が1階の店舗であり入口（駐車場を有する場合は、当該駐車場を含む。）が道路又は歩道に接していること。

②10時から19時までの時間帯に4時間以上の営業を行うこと。

③商店街活動に積極的に参加すること。

※3 多目的トイレは、車いす使用者及び高齢者に対応する設備を備えるもの。